

【介護職員特定処遇改善加算】

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019 年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところで

す。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【見える化要件とは】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

	職場環境等要件項目	当法人の取り組み
入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	法人内の事業所と連携し、採用活動や人事異動、研修を実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引等の受講支援やインターネット配信による内部研修の開催
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家庭等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度の充実、事業所内託児施設の整備	法人内に企業主導型保育所を設置
腰痛を含む心身の健康管理	短時間労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	ストレスチェック及び年 2 回の健康診断の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故対策委員会の実施や各種マニュアルの作成、整備
生産性向上のため	タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守	タブレット端末を導入し、記録の簡略化に

めの業務改善の 取り組み	り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入に よる業務量の縮減	よる業務改善を実施
やりがい・働き がいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏 まえた勤務環境やケア内容の改善	朝礼やミーティングにより情報共有を図 る